

不服申立て事案答申第 119 号の概要について

1 件名

愛知県情報公開審査会会議録の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人は、平成 27 年 4 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、私の不服審査請求に対する愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）による審査の議事録について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事が同年 4 月 27 日付けで愛知県情報公開審査会会議録（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の開示を求める等の理由で、一部開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

実施機関の主張は、次の理由により本件保有個人情報を一部開示としたというものである。

(1) 本件保有個人情報について

審査会は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 20 条第 1 項に基づき設置された知事の附属機関であり、行政文書の開示請求に対する不開示決定等についての不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関からの諮問に応じ不服申立てについて調査審議を行っている。

本件自己情報開示請求は、審査会に諮問され、審査会から、一部開示決定は妥当との答申が出された、私の不服審査請求に対する審査会による審査の議事録を求めるものである。当該案件については、審査会において、審議等が行われていることから、該当回の審査会会議録を本件保有個人情報として特定した。

本件保有個人情報には、開催日時、場所、出席委員の氏名、出席した職員の職・氏名、会議に付した事項、議事の経過、各案件の調査審議内容、会議録署名者である審査会委員の署名等が記載されている。

(2) 条例第 17 条第 7 号該当性について

審査会は、開示請求の対象となった行政文書を直接見分し、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行い、その結果を実施機関に答申する合議制の機関である。

このような審査会の性格上、審査会は非公開で行われ、委員が対象行政文書並び

に実施機関及び不服申立人の双方から提出された意見書を直接見分し、また双方から直接意見を聴取するなど、審査会の調査審議の内容は、愛知県情報公開条例で不開示とされている情報に密接な関連を有するものであり、委員には公正・中立的な立場での率直な意見交換及び調査審議が求められている。

不服申立て案件の調査審議内容が分かる部分（以下「調査審議内容が分かる部分」という。）には、審査会に諮問された個別の不服申立案件に係る各委員の率直な意見、実施機関からの説明を聴取した内容等が記載されている。

したがって、調査審議内容が分かる部分を開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論、検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなる結果、個々の委員に個別に働きかけが行われる懸念が生じることなどにより、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、審査会としての意思決定が行われた後であっても、当該調査審議に関する情報が明らかになると、公表された答申と比較検討することにより、調査審議の過程が推知され、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

よって、調査審議内容が分かる部分は、全体として条例第17条第7号に該当する。

(3) 条例第17条第8号該当性について

前記(2)で述べたとおり、調査審議内容が分かる部分には、個別の不服申立案件についての審査会委員の率直な意見等が記載されている。

審査会会議録は、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行った記録であることから、調査審議内容が分かる部分を開示した場合、前記(2)と同様、不服申立てに関して、公正・中立的な立場に立つべき救済機関としての機能を果たすことが困難となり、審査会が行う調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、調査審議内容が分かる部分は、全体として条例第17条第8号に該当する。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査会の会議録であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が述べたとおりであると認められる。実施機関は、個人の署名を条例第17条第

2号に該当するものとして、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を同条第7号及び第8号に該当するとして不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、実施機関が開示しないこととした部分のうち、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の開示を求めると主張している。したがって、当審議会においては、実施機関が開示とした部分のうち、個人の署名を除いた部分である不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の不開示情報該当性について判断することとする。

(2) 条例第17条第7号該当性について

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、異議申立人が開示を求めている不服申立案件の調査審議内容が分かる部分には、審査会に諮問された個別の不服申立案件に係る各委員の率直な意見、実施機関からの説明を聴取した内容等が記載されていることが認められた。

したがって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を公にすることにより、審査会の審議の過程においてどのような議論、検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなる結果、個々の委員に個別に働きかけが行われる懸念が生じることなどにより、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

また、審査会としての意思決定が行われた後であっても、当該調査審議に関する情報が公になると、公表された答申と比較検討することにより、調査審議の過程が推知され、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

なお、異議申立人は、委員名が公表されていることから第三者が委員に対して働きかけを行うことは可能であり、働きかけによって委員の意見が変わるのであれば、意見の変更について正当な理由がある、不正な働きかけが行われた場合には警察が捜査するなど、適切な対応を取れば足りると主張している。また、仮に県が主張するように、情報公開によって委員の発言内容が分かることで不当に意見が変わるおそれがあるとすれば、議事録における委員名は非公開とし、審議内容のみを明らかにすればよいとも主張している。

しかし、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保するためには、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を不開示とすることによって、委員に対する働きかけが正当なものか不正なものかにかかわらず、個々の委員に対する第三者からの働きかけの懸念をあらかじめ封じておく必要がある。また、異議申立人が主張するように委員名を非公開として、審議内容のみを明らかにした場合であっても、調査審議の過程が推知される結果、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることは否定できない。

よって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分は、条例第17条第7号に該当

する。

(3) 条例第 17 条第 8 号該当性について

前記(2)で述べたとおり、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分には、個別の不服申立案件についての審査会委員の率直な意見等が記載されている。

審査会会議録は、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行った記録であることから、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を公にした場合、前記(2)と同様、不服申立てに関して、公正・中立的な立場に立つべき救済機関としての機能を果たすことが困難となり、審査会が行う調査審議に関し、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の不開示情報該当性については、前記(2)及び(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。